



横浜事務所 〒221-0056
横浜市神奈川区金港町 6-3 横浜金港町ビル 3 階
TEL 045-442-0851 FAX 045-453-2851

赤坂事務所 〒107-0052
東京都港区赤坂 2-23-1 アークヒルズ フロントタワー-RoP701 号室
TEL 03-6435-5255 FAX 03-6435-5256

駆け込みふるさと納税

早いもので年の瀬も押し迫り、あっという間に今年も終わってしまいそうです。夏頃から“一度ふるさと納税をやってみようか…”と意思固く早半年、確定申告しなければいけないことが面倒というのもある、なんとなく手を出しそびれていました。実はこっそり確定申告が不要の「ワンストップ特例制度」がスタートしていたことをご存知でしょうか。

平成 27 年 4 月 1 日以後に行ったふるさと納税については一定の要件に該当すれば、確定申告が不要です。その要件とは①もともと確定申告をする必要のない給与所得者等であること（給与以外に所得があったり、医療費控除のために申告が必要な人は確定申告により寄附金控除の申請をします）。②平成 27 年 1 月 1 日～3 月 31 日に寄附をしていないこと（4 月以前に行った寄附については確定申告が必要となります）。③1 年間の寄附先が 5 自治体以下であること（1 つの自治体に複数寄附をしても 1 カウントとなります）。この 3 つさえクリアすれば、従前より楽にふるさと納税の恩恵を受けられる！のは確かなのですが、何も手続きをしなくてもいいわけではありません。。別途、「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を寄附した自治体へ提出する必要があります。申請書は送ってくれる自治体もありますが、あくまでもサービスなので原則自分でウェブサイトから印刷しましょう。同一の自治体に複数回寄附した場合はその都度申請書の提出が必要となります。例えば、限度枠内の 5 自治体に寄附をし、そのうち一つの自治体に 3 回寄附していたとすると、合計 7 回の寄附すべてに申請書を提出しなければなりません。来年 1 月 10 日までに申請書を提出しないとこの特例の対象とならないため、年末に寄附した場合には特に注意が必要です。

なんだか面倒。これなら確定申告したほうが簡単かも。まあ、ケースバイケースですね。

信託が熱い！

ファンドや上場企業が主な業務だった弊社も、3 年前くらいから様々な相続の相談を受けることが多くなっています。その相談の範囲は非常に広く、“普通の首都圏のサラリーマンの方のご自宅の小規模宅地の特例の問題や子供たちとの同居について”から“富裕者層の方の認知症対策としての家族信託”“相続対策スキームの中での信託活用”などまであります。世間でも後見人をカバーする手法として信託に関心が集まっています。

今回ご紹介したいのは、信託を活用した一つの手法としての『生命保険信託』です。たとえば障害を持つお子様の将来に不安を感じているご両親が、ご両親の死亡を原因とする死亡保険に加入します。この保険金の受取人を、通常は障害を持つお子様とするわけですが、一度に多額のお金を持つことにより詐欺や窃盗などにあう心配があります。

そこで信託契約によりご両親（委託者）が信託銀行（受託者）に保険金請求権（信託財産）を信託し、子供（受益者）に一定期間ごとに生活資金を送る、という設定をします。もちろん受託者は信託銀行でなければいけないわけではありません。信託銀行が受託者であるメリットは、信託業法で厳しく縛られているため保険金を信託銀行の財産と厳格に区別して管理することや個人ではなく法人であるため長い期間受託者として信託の目的を実行できるということでしょう。追加でご家族や信頼できる専門家など（税理士、弁護士など）を信託監督人とすることもできます。

信託によってお金の面以外の問題をすべて解決できるわけではありませんが、ご両親の不安を少しは取り除けるのではないのでしょうか。

また富裕者層の方は子供たちが浪費によって人生を誤ることや、騙されて財産を失い路頭に迷うのではないかと、という心配をされていたりします。こちらも上記信託契約に類似した信託契約によってより良い人生を歩ませることができるとも思われます。